

いつまでも美しい環境を守るため 下水道への接続にご協力を！

市では、皆さんが健康で快適な暮らしを送る事ができるよう、下水道整備を進めています。下水道が使えるようになった区域(処理区域)にお住まいの方は、法律により下水道に接続しなければなりません。

生活環境の向上、河川等の水質保全のためにも、下水道への接続にご理解とご協力をお願いします。



【表1】

接続時期	補助金額
処理区域公示から1年以内 (H25年4月使用開始)	8万円
処理区域公示から2年以内 (H24年4月使用開始)	5万円
処理区域公示から3年以内 (H23年4月使用開始)	3万円

宅内から接続するには どうすればいいの？

下水道に接続する宅内工事については、市が指定した「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は市に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを代行します。指定工事店一覧名簿は、下水道担当の窓口または市HPに掲載してあります。なお、工事は個人負担となります。

工事のための補助制度 をご利用ください

- 排水設備工事資金の融資あっせん制度
- ①融資あっせん額
工事資金100万円以内
- ②利子補給
市が3%以内の利子補給

【表2】

使用状況	一般	営業
水道水のみを使用している場合	水道水使用水量	
井戸水のみを使用している場合	認定人員×8㎡/月	量水器による計測量
水道水と井戸水を使用している場合	水道水使用水量 + 認定人員×4㎡/月	水道水使用水量 + 量水器による計測量

【表3】

	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1㎡につき
一般汚水	20㎡まで	1,470円	20㎡を超え60㎡まで	89.25円
			60㎡を超え100㎡まで	105円
			100㎡を超えるもの	120.75円
公衆浴場汚水		2,100円	20㎡を超えるもの	105円
一時使用汚水			1㎡につき	105円

設備工事を行う場合、補助金の額は【表1】のとおりです。

下水道使用料について

●使用水量の算定

下水道使用水量は、原則的には水道使用水量に基づいて定められますが、井戸水を使用している場合もありますので、【表2】により算定されます。

①井戸水を使用する場合で、量水器を設置した場合は、量水器による計測量をもつて汚水量とします。

●下水道排水設備 設置費補助金

下水道処理区域内において平成13年4月1日以降に設置届を提出し、合併処理浄化槽を設置した方で、下水道排水

- ③償還方法
融資を受けた日から3年内毎月元金均等償還
- ④融資あっせん条件
*処理区域内に居住していること。
*市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

②営業用で井戸水を使用する場合は、量水器を設置していただきます。

③一般家庭で水道水と井戸水を併用している場合で、使用水量が認定水量より少ない場合は、認定水量とします。

●使用料金表【表3】
(2ヶ月分)

※この表は消費税込みの総額を表示したものです。

※井戸水を使用している場合で、認定人員の変更(転入・出生・転出・死亡等)があった場合は、必ず届出をしてください。

■お問い合わせ
上下水道課下水道担当
(内線613・614)

9月10日は下水道の日
第28回下水道まつり

毎年、「下水道の日」の行事の一端として、下水道まつりを行っています。どなたでも楽しみながら下水道のことが学べるように、たくさんの方に物を用意しました。

■日時 9月7日(土)
10時~14時(雨天決行)

■催し物 下水道施設見学・三下下水道展・水質実験・おたのしみ抽選会ほか

■主催 山梨県・(公財)山梨県下水道公社・釜無川流域下水道推進協議会

■会場・お問い合わせ
釜無川浄化センター
☎0556-221-8511

下水道排水設備工事
責任技術者認定試験

下水道の排水設備工事を施工する指定工事店には、「下水道排水設備工事責任技術者」の資格を有する者の専属が必要で、この試験は、責任技術者としての技能を認定するものです。

■講習会 11月13日(水)
■試験日 11月24日(日)

■両会場
山梨県立男女共同参画推進センター(びゅあ総合)

■申込期間

10月1日(火)~22日(火)
※申込用紙は、市役所上下水道課下水道担当窓口、県内4箇所の浄化センターにて配布

■お問い合わせ・お申し込み(公財)山梨県下水道公社事務局
☎0551-263-2738

災害時等における井戸水の無償提供のお願い

市では、各ご家庭が所有管理している井戸で、災害時に地域の皆さんに無償で提供していただける『災害時応急井戸』を募集しています。多くの皆さんにご協力をいただけますようお願いいたします。

●災害時応急井戸とは：

自然災害や不測の事態に見舞われ、水道が長期断水状態になった場合に備え、市民の皆さんが所有する井戸を事前にご登録いただくことで、水道の給水が停止した場合に、地域の皆さんに開放していた

だき、生活用水として確保しようとするものです。

●要件
現在、井戸水を飲料水として使用されているご家庭

●連絡方法

総務課防災交通担当に電話にて連絡をお願いします。

■お問い合わせ・連絡先

総務課防災交通担当
(内線339・399)

廃消火器のリサイクル
回収の窓口について

老朽化した消火器を操作したことから、消火器が破裂し、受傷したと見られる事故が起きています。

不要になった消火器をリサイクル運用するシステムがございますので、次の回収窓口をご利用ください。



■回収窓口のリストの入手

HPから入手できます。
<http://www.fepcc.jp/accept/>

インターネットを利用できない方は、左記にご連絡をお願いします。

■お問い合わせ

一般社団法人
日本消火器工業会

☎03-3866-16258

普通救命講習及び再講習(後期)のご案内



■講習日時(普通救命講習I)

10月16日(水)ほか
9時~12時

(受付15分前) 【受講料無料】

※その他コース・日程・会場等の詳細はお問い合わせください。

■講習会場

韮崎消防署・北杜消防署

■対象者

峡北消防本部管内にお住まいの方、通勤・通学される方

■定員 各回20名程度

■お問い合わせ・お申し込み

韮崎消防署(救命担当)

☎23-1499